

総務委員会

令和8年7月8日(水)
午前10時00分～時分
第1委員会室

- 【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員
【議長・委員外議員】
【執行部】
(地域政策部) 永田まちづくり社会教育課長、原田まちづくり推進係長
【事務局】森井書記
-

【議題】

- 1 議会による事務事業評価に係る執行部との意見交換
- 2 その他

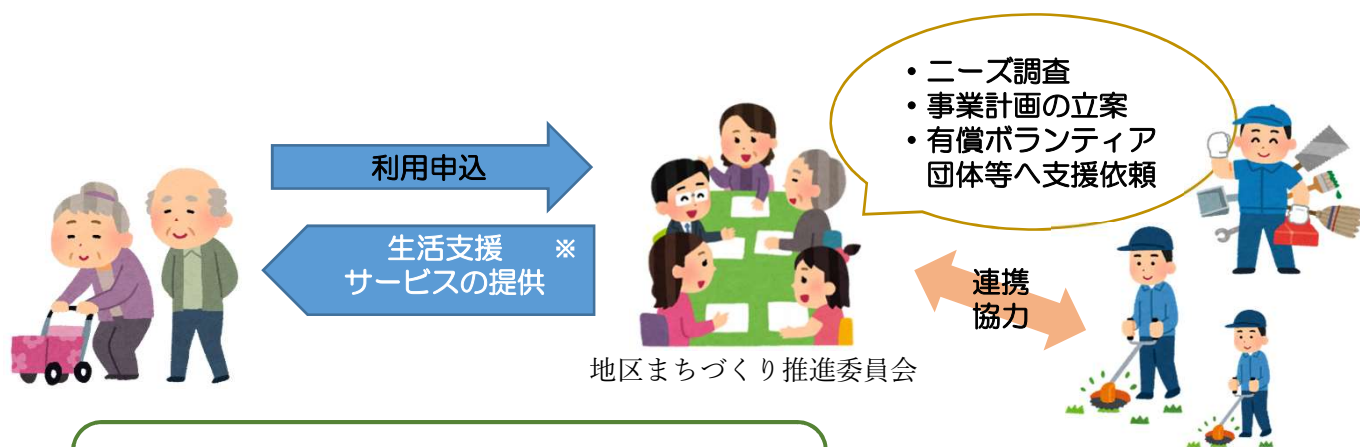
地域支え合い生活支援事業補助金

浜田市地域政策部 まちづくり社会教育課 電話 (0855) 25-9201

事業概要・趣旨

高齢者の生活支援を行おうとする地区まちづくり推進委員会に対し、その事業（生活支援サービスをいう）に要する費用の一部を補助することにより、住民相互の助け合いによる活動の推進を図り、もって中山間地域において安心して住み続けることのできる環境を整備することを目的として実施するものです。

- ① 地区内における共助体制の構築
- ② 住み慣れた地域における高齢者の日常生活の確保
- ③ ボランティア団体の設立促進
- ④ ボランティア団体の育成及び活動支援



※生活支援サービス（軽作業）とは

- ・草刈り、草取り
- ・除雪、雪下ろし
- ・ハチの巣駆除
- ・掃除、片付け
- ・家事支援

補助対象者

地区まちづくり推進委員会（申請が地区まちづくり推進委員会であれば、一部の町内や集落のみを対象とした事業も対象になります。）

補助対象事業

地区まちづくり推進委員会が提供する「生活支援サービス」の事業で次の要件を満たすもの

- ① 高齢者(70歳以上)のみの世帯からの依頼に基づき実施するものであること。
- ② 地区まちづくり推進委員会、ボランティア団体、シルバー人材センター等が実施するものであること。
- ③ 依頼者が居住する地区まちづくり推進委員会のエリア内で実施する作業であること。

補助対象経費

- ① 生活支援サービスの提供に要した経費から利用者負担額又は利用者負担基準額※に利用時間乗じて得た額のいずれか多い額を差し引いた額
※利用者負担基準額：1,000円/作業員1人当たり1時間
- ② 生活支援サービスに必要な消耗品(草刈機チップソー、混合油、除雪スコップ、殺虫剤など)

補助上限額

補助率：10/10

上限額：地区まちづくり推進委員会が属するまちづくりセンターの数に300,000円を乗じた額

地域支え合い生活支援事業を開始するまでの流れ

(1) 地域ニーズの把握

- ・軽作業に困っている高齢者等が何人くらいいるのか、生活支援が必要なサービスは何か、今の環境整備方法や頻度等について、アンケートやヒアリングを通して把握しましょう。

(2) 事業計画の立案

- ・地域ニーズを踏まえて事業計画を立案してみましょう。

【検討項目】 ・頻度、実施日時 ・作業内容 ・予約方法 ・保険の加入
 ・利用者負担額 ・事業者の選定 ・現場確認者の有無 など

(注) 事業運用について知りたい場合は、まちづくり社会教育課へご相談ください。

(3) ボランティア団体等との連携

- ・生活支援サービスを依頼する市内の有償ボランティア団体やシルバー人材センター等と事業計画や作業料金、利用者からの利用料の徴収方法などについて協議し、合意を得ましょう。(協定は書面で)

(4) 事業実施の決定

- ・総会や役員会等において、組織として事業実施の意思決定をしましょう。
- ・事業計画に加えて予算についても説明し、地域全体で課題や事業内容を共有しましょう。

(5) 補助金の申請

- ・事業開始の7日前までに補助金交付申請書をまちづくり社会教育課又は支所防災自治課へ提出してください。
- ・補助金交付決定日より前に実施した「生活支援サービス等」の経費は、補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

(6) 高齢者等への周知

- ・事業計画や予約方法について記載したチラシを配布するなどして周知を行いましょう。
- ・サロン会場での説明や戸別訪問など、丁寧かつ分かりやすい周知に努めましょう。

(7) 事業開始

- ・最初のうちは現場確認者を配置することとし、不測の事態への対応や利用者の不安軽減に努めてください。
- ・補助金の実績報告に必要な情報（事業日、利用者数など）を記録するとともに、領収書等の書類を整理・保存しておきましょう。
- ・利用者からの意見等を踏まえて適宜事業計画の見直しを行いましょう。

Q&A

利用者の利用料は、いくらに設定したらよいですか。

特に決まりはありませんが、市が設定する基準額（1時間当たり1,000円）よりも安価に設定すると、100%補助金で賄えませんのでご注意ください。（不足額にまちづくり総合交付金などを充当することは可能）

浜田市地域支え合い生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の生活支援を行う地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、住民相互の助け合いによる活動の推進を図り、もって中山間地域においても安心して住み続けることのできる環境を整備することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号）の規定に基づく地区まちづくり推進委員会として認定された団体をいう。
- (2) 生活支援サービス 高齢者世帯を対象とした有償のサービスで、次に掲げるものをいう。
 - ア 草刈り、草取り、除雪、雪下ろし、掃除、片付け及び家事支援
 - イ その他市長が必要と認めるサービス
- (3) 高齢者世帯 生活支援サービスを利用する時点において、市内に住所を有する70歳以上の者のみで構成された世帯をいう。
- (4) 利用者負担額 生活支援サービスを利用する際に高齢者世帯が負担する額をいう。
- (5) 利用者負担基準額 生活支援サービスの提供に従事する者1人当たり1,000円に、当該従事した時間に乗じて得た額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、地区まちづくり推進委員会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地区まちづくり推進委員会が提供する生活支援サービスであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 高齢者世帯からの依頼に基づき実施するもの
- (2) 地区まちづくり推進委員会若しくはボランティア団体又は地区まちづくり推進委員会と生活支援サービスの提供について連携することを

定めた協定書等（以下「協定書等」という。）を締結した団体等が実施するもの

(3) 依頼した高齢者世帯が居住する地区まちづくり推進委員会の区域内で実施するもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額から、利用者負担額の合計額又は利用者負担基準額のいずれか多い額を控除した額（当該補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額）とする。ただし、1年度につき地区まちづくり推進委員会の区域に属するまちづくりセンターの数に30万円を乗じて得た額を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域支え合い生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開始7日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 協定書等の写し（協定書等を締結した団体等に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、地域支え合い生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、地域支え合い生活支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに地域支え合い生活支援事業実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定等）

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域支え合い生活支援事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、地域支え合い生活支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○地域支え合い生活支援事業

事業費（中山間地域振興基金）

年度	事業費（千円）	地域	申請団体
令和6年度	決算 256	金城	今福まちづくり委員会
			小国まちづくり委員会
		三隅	白砂まちづくり委員会
令和7年度	決算 661	金城	今福まちづくり委員会
			久佐地区まちづくり振興会
			小国まちづくり委員会
			波佐まちづくり委員会
		弥栄	弥栄のみらい創造会議
		三隅	白砂まちづくり委員会
			まちづくり推進委員会INO

事務事業評価シート(浜田市作成分)～令和7年度実施事業～

■事業の位置づけ（基本事項）		担当課	係	まちづくり社会教育課	まちづくり推進係
事務事業名	協働推進事業（地域支え合い生活支援事業補助金）	事業予算費目			
総合計画上の位置付け	大綱	Ⅶ協働による持続可能なまち	款	02	総務費
	施策大綱	Ⅶ-1 地域コミュニティの形成	項	01	総務管理費
	基本目標	4 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくりの推進	目	07	企画費
	主要施策	Ⅶ-1-2 活動支援の充実	事業	72	協働推進事業

■事務事業の概要（PLAN）

事業の目的	各地域のボランティア団体、シルバー人材センター等を活用し、高齢者の生活支援を行おうとする地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、中山間地域においても安心して住み続けることができる環境を整備することを目的とする。	事業の内容	【補助対象】 地区まちづくり推進委員会 【補助対象事業】 生活支援サービス（軽作業） 【補助対象経費】 利用者負担額又は利用者負担基準額（1,000円/作業員1人当たり1時間）いずれか大きい額を差し引いた作業費用及び作業用消耗品費 【補助額】 10/10 上限300千円
市民ニーズの把握状況	・地区まちづくり推進委員会の連絡会議での説明やすでにボランティア団体を有する地区まちづくり推進委員会と個別に協議を行った。 ・地域からの要望により令和7年度から上限額を150千円から300千円に拡充した。	市民参加・協働の有無 その内容	この補助金を通じ、草刈ボランティア団体の立ち上げがあった。

■事務事業の業績・推移（DO）

目標と実績	設定した目標				目標/実績	目標/実績	目標	目標
					R6	R7	R8	R9
	地域支え合い生活支援事業補助金申請団体の増加 (令和6年度～令和7年度累計17団体)			目標	7団体	10団体	10団体	10団体
	設定した理由・背景			実績	3団体	7団体		
地域支え合い生活支援事業補助金の活用によるボランティア団体の育成及び活動支援を促し、地域内における共助体制の構築の一助とする。また、新たなボランティア団体の設立の促進を図る。								
				R6年度決算	R7年度最終予算	R8年度予算	市民1人当たりのコスト	
事業費	総事業費			255,880	1,650,000	1,800,000	R6	5
	財源内訳	国県支出金					R7	34
		地方債					各年度4月1日時点の人口	
		利用者負担・その他		255,880	1,650,000	1,800,000	R6	49,096
		一般財源					R7	48,048

■評価（CHECK）

事業実施・実績に対する意見や評価など	中山間地域において高齢者世帯の困りごとである草刈り作業への活用が実績として多く、それを地域の課題として取り組む団体が増えてきた。 また、この事業を活用するための団体が立ち上がるなど地域内の共助体制も構築されてきていることから、引き続き事業の活用事例や取組への案内を行っていく必要がある。
--------------------	--

■改善・効率化の方向性（ACTION）

令和8年度執行に向けた工夫点 今後の課題など	地域のボランティア団体も高齢化しており、希望があっても対応しきれない地域もある。自分の地域だけでは賄えないところについては、事業者や他地域の有償ボランティア団体の活用など他地域との協働や事業者との協働を行うことも考えられる。 また、高齢者世帯だけではなく、障がいのある方からの要望もあったことから、対象者の範囲についても今後検討していく必要がある。
---------------------------	---

【総務委員会】令和7年度事業に係る事務事業評価（関係資料）

1 評価対象事業（総務委員会選定）

	事業名	選出理由
1	協働推進事業 （地域支え合い生活支援事業補助金）	中山間地域等における生活支援（草刈り等）は重要な課題であるが、現在はまちづくり推進委員会が受け皿となっていることから、地域の活動状況によって利用しやすさが異なり、支援に直結していない実態が見受けられる。地域差を解消し、高齢者や女性等が頼みやすく実効性のある事業の在り方を検証する必要がある。

2 当初予算説明資料

(1) 令和7年度当初予算説明資料

整理番号	事業区分	前年比較	事業名及び事業概要	事業費 (前年度)	一般財源 (前年度)
72	裁量		協働推進事業 【事業概要】 まちづくりフォーラムや市民団体が実施する社会貢献・人材育成・芸術文化振興・生活支援に関する事業に対する補助を行い、市民等との協働のまちづくりの推進を図る 【主な内容】 ○まちづくりフォーラム等人材育成事業 312千円 ○協働による持続可能なまちづくり支援事業補助金 1,750千円 補助率：10/10 限度額：250千円（1団体） ○先進地研究経費 136千円 ○地域支え合い生活支援事業補助金 1,650千円 補助率：10/10 限度額：300千円×地区まちづくり推進委員会区域内のまちづくりセンター数 ※限度額を150千円から300千円に引上げ ○連合自治協議会（連合自治会）補助金 500千円 ○市民協働活性化支援事業補助金 4,650千円 ※継続事業においても補助金を活用できるよう制度拡充 補助率：1/2 限度額：初年度 200千円 2年目以降 50千円～300千円 （前回集客人数により変動） ※新市誕生20周年記念事業として実施する事業の枠を追加 【担当課】 まちづくり社会教育課・各支所防災自治課 【その他】 整理番号68 まちづくり組織支援事業 を統合 新市誕生20周年記念関連事業の概要はP244の新規事業等実施に伴う説明シート参照 【特定財源】 国県支出金：0 地方債：0 その他：5,810	9,034 (6,789)	3,224 (2,479)
	中山間地域対策				
	中山間地域対策				
	拡充				
	拡充				
	政策ソフト	拡充			

(2) 令和 8 年度当初予算説明資料

整理 番号	事業 区分	前年 比較	事業名及び事業概要	事業費 (前年度)	一般財源 (前年度)
71	裁量		協働推進事業 【事業概要】 まちづくりフォーラムや市民団体が実施する社会貢献・人材育成・芸術文化振興・生活支援に関する事業に対する補助を行い、市民等との協働のまちづくりの推進を図る 【主な内容】 ○協働のまちづくり検討部会開催経費等 93千円 ○まちづくりフォーラム等人材育成事業 318千円 ○協働による持続可能なまちづくり支援事業補助金 750千円 補助率：10／10 限度額：250千円（1団体） ○先進地研究経費 179千円 ○地域支え合い生活支援事業補助金 1,800千円 補助率：10／10 限度額：300千円×地区まちづくり推進委員会区域内の まちづくりセンター数 ○連合自治協議会（連合自治組織等）補助金 500千円 ○市民協働活性化支援事業補助金 10,000千円 初年度 補助率：3／4 限度額：500千円 2年目以降 補助率：1／2（通算3回まで申請可能） 限度額：300千円 ※年齢によらず初年度の補助率を3／4に引上げ ※前回集客人数によらず一律の限度額に引上げ ※新市誕生20周年記念事業として実施する事業の枠の減 【担当課】 まちづくり社会教育課・各支所防災自治課 【その他】 整理番号53 企画事務費 から一部移行 【特定財源】 国県支出金：0 地方債：0 その他：12,550	13,692 (9,034)	1,142 (3,224)
	中山間地対策				
	中山間地対策				
	政策ソフト	拡充 拡充 縮減			

3 第5回はまだ市民一日議会（令和7年7月6日実施）における関係意見等

(1) 当日の発言者主張及び質疑要点

【テーマ：限界集落における、活動状況のスリム化】

- ・ **発言者：** 向井 満樹 氏
- ・ **主張の要点：**
 - 限界集落では、個人支援だけでなく、地域全体の環境（空き家・荒地）を住民の主体で維持していく活動が重要。
 - 既存の交付金では対応が難しいため、「地域支え合い生活支援補助金」の対象に「地域内の維持管理活動」を追加するか、新たな支援金を創設してほしい。

【質問 1】 活動の支障となっている要因について

まちづくり総合交付金の活用において、活動の支障となっているのは「金額不足」か「用途の制限」か。

【回答 1】

既存事業で予算が埋まってしまい、環境整備のような新規活動に予算が回らないことが問題。そのため、個人支援を目的とした「地域支え合い生活支援補助金」の文言を修正し、用途を拡大してほしい。

【質問 2】 単年度事業と継続性の問題について

課題解決のための単年度事業（課題解決特別事業）の活用は考えられるか。

【回答 2】

環境整備は継続的な取り組みが必要なため、単年度で終わる事業では不十分。継続的に利用できる制度を求めている。

【質問 3】 要望の趣旨の確認

要望は、まちづくり総合交付金ではなく、「地域支え合い生活支援補助金」の制度を地域全体の環境整備に使えるようにしてほしい、という趣旨でよいか。

【回答 3】

そのとおり。総合交付金は既存事業で手一杯のため、比較的新しいこちらの補助金の制度を、文言を少し修正して活用しやすくしてほしい。

(2) 内容及び総務文教委員会での協議結果

番号	3	テーマ	限界集落における、活動状況のスリム化
氏名	むかい 向井 みつき 満樹		
内容	・ 現状の問題点 ・ 高齢化に伴う、活動範囲の限界（例えば、農地維持管理、地域内の役員役職対応） ・ 現状に合った活動の見直し ・ 従来型の組織の守備範囲の見直し ・ 行政最小単位の地区の活用 ・ 行政最小単位の地区の活動支援		
（対応）総務文教委員会で対応協議する。 （対応先協議結果） 中山間地域における地域活動の担い手不足や、従来型の活動形態が現状にそぐわなくなっているとのこと指摘は、今後の地域運営において重要な課題であると受け止めています。 地域の実情に応じた活動の見直しや、行政最小単位の地区の活用・支援のあり方については、現在浜田市が実施している「まちづくり総合交付金」や「地域支え合い支援制度」などの支援制度を、より実態に即した形に見直していく必要があるとの観点から、これらの制度を所管するまちづくり社会教育課と協議してまいります。			